

審判委員会 部会要領

- 1 審判部会は、審判委員会に属する。
- 2 審判部会員数は、12名程度とし、部会員は、県内6地区、小学部、中学部、高校部、レディース部の各団体から推薦された者及び審判委員会の委員で構成する。
- 3 審判部会長は、審判委員会において選任する。
 - (1) 部会長は、審判に関する会議を必要に応じて開催する。
 - (2) 部会長は、会議に部会員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。
- 4 審判部会の業務は、下記事項とし、審判委員会との連携を図り行う。
 - (1) 審判員養成及び育成に係る企画運営に関する事項
 - (2) 審判講習会（検定会及び研修会）開催に関する事項
 - (3) 審判講習会のスケジュール及び会場確保に関する事項
 - (4) 審判員資格の更新及び認定に関する事項
 - (5) 審判員に係る資料作成及び資料保管に関する事項
 - (6) 支部の主催する審判講習会に関する事項
 - (7) 各種大会の審判員確保に関する事項
 - (8) その他審判に関する事項
- 5 県連盟が開催する審判員資格の講習会は、下記事項とする。
 - (1) 講習会参加予定者等への案内
内容：日時、会場名、経費、服装、所持品、講師等
 - (2) 講習会終了後の報告
講習会結果、参加者名簿（氏名、生年月日、会員登録番号、会員登録団体名）、
経費（新規・更新別）、講習会状況写真等
- 6 県連盟が開催する審判員資格の認定料、更新料の手続きと経費については、日本ソフトテニス連盟の規定に基づき徴収する。
ただし、県連盟主催の審判員資格講習会参加費は、一律1,000円とする。

強化委員会 部会要領

1. 国体強化部会

- (1) 部会は強化委員会に属する。
- (2) 部会の業務は、次に掲げる事項とする。
 - ①国体成年男女・少年男女の強化スタッフ（コーチ・トレーナー）選考に関する事項
 - ②国体成年男女・少年男女の代表選手の選考に関する事項
 - ③国体成年男女・少年男女の強化実施に関する事項
 - ④日本ソフトテニス連盟タレント発掘事業（U・20、U・17）の STEP 3 への派遣選手の選考に関する事項
 - ⑤大分県競技力向上対策本部事業を受け、成年男女・少年男女強化に関わる立案・事業の実施に関する事項

2. カテゴリー連携強化部会

- (1) 部会は強化委員会に属する。
- (2) 部会の業務は、次に掲げる事項とする。
 - ①大分県競技力向上対策本部事業を受け、ジュニア強化に関わる立案・事業の実施に関する事項
 - ②小学部会・中学部会・高校部会・大学部と連携を図り、長期ビジョンに立った連携強化計画立案、推進に関する事項

生涯スポーツ委員会 部会要項

1. 愛好者増加対策部会

- (1) 愛好者増加対策部会は生涯スポーツ委員会に属する。
- (2) 部会のメンバーは5名程度とし、小学部、中学部、高校部、レディース部の各団体から推薦された部会員、および生涯スポーツ委員会の委員で組織する。
- (3) 部会長は生涯スポーツ委員会で定め、以下の取り組みを行う。
 - ① 会議は、部会長が必要に応じて開催する。
 - ② 部会長は、必要に応じて会議に部会員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。
- (4) 部会の業務は次に掲げる事項とする。
 - ① 愛好者増加対策事業全般の企画運営に関する事項
 - ② 愛好者増加対策事業の研修会及び講習会の企画運営に関する事項
 - ③ 愛好者増加対策事業のスケジュール及びコート確保に関する事項
 - ④ 愛好者増加対策事業の情報収集及び資料等保管に関する事項

2. 育成部会

- (1) 競技者育成部会は生涯スポーツ委員会に属する。
- (2) 部会のメンバーは5名程度とし、小学部、中学部、高校部、レディース部の各団体から推薦された部会員、および生涯スポーツ委員会の委員で組織する。
- (3) 部会長は生涯スポーツ委員会で定め、以下の取り組みを行う。
 - ① 会議は、部会長が必要に応じて開催する。
 - ② 部会長は、必要に応じて会議に部会員以外の者の出席を要請し、助言を求めることができる。
- (4) 部会の業務は次に掲げる事項とする。
 - ① 競技者育成事業及び指導者育成事業全般の企画運営に関する事項
 - ② 競技者育成事業U-14のSTEP1・2に関する事項
 - ③ 指導者養成講習に関する事項
 - ④ 競技者育成事業及び指導者育成事業のスケジュール及びコート確保に関する事項
 - ⑤ 競技者育成事業及び指導者育成事業の情報収集、資料等保管に関する事項